

令和2年2月21日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病035
- (2) 調達件名 大阪大学医学部附属病院 統合診療棟 機器整備計画検討支援等業務
- (3) 請負期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び受注者の保有する施設

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 過去3年以内に許可病床数800床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは医療法第31条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する急性期病院または高度急性期病院の再開発計画に関するコンサルタント業務の実績を有すること。
- (4) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定登録した医業経営コンサルタント有資格者（実務経験5年以上）及び一般社団法人日本医療福祉設備協会が認定登録した認定ホスピタルエンジニア（実務経験5年以上）を本請負に従事させることができること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
電話 06-6879-5280
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 説明会の日時及び場所
令和2年3月4日 14時00分
国立大学法人大阪大学医学部・同附属病院 共通棟3階 入札室
- (4) 見積参加資格を証明する書類（上記2）の提出期限及び場所
令和2年3月11日 17時15分
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
- (5) 見積書提出期限
令和2年3月19日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

1 請負の表示

大阪大学医学部附属病院 統合診療棟 機器整備計画検討支援等業務

2 請負の目的

国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）は、既存施設の機能強化を目的として統合診療棟の整備計画を進めることとしており、本業務は当該計画にかかる機器整備計画の検討支援等を目的としている。

3 請負期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4 請負の内容

（1）統合診療棟医療機器等整備計画検討支援業務

1）医療機器整備計画の策定

① 概算予算の算出

統合診療棟に設置する医療機器について、対象部門に新設・更新・移設の意向調査を行い、医療機器（システムは含まない）の更新にかかる概算予算の算出を行う。

なお、意向調査を実施する部門については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

※対象部門

統合診療棟に整備する部門（医療機器を保有しない部門は除く。）とする。

（放射線部、内視鏡センター、手術部、材料部、集中治療部、臨床検査部、病理部、輸血部、総合周産期母子医療センター、アイセンター、未来医療開発部、バイオバンク、生殖医療センター、外来診療科等）

② 医療機器レイアウトプランの更新

①で整理した情報をもとに、本院が保有する図面（CAD データ）に反映する。

③ 変更要望の整理

①で行う意向調査の結果、基本設計以降の建築・設備に関連する変更が生じた場合は、変更要望一覧表（要望日時、室名、変更内容、変更理由）を作成し、図面に反映させること。

④ 医療機器に関する与条件の整理

①で整理した内容に基づき、医療機器設置に伴う与条件（意匠条件（レイアウト

ト等)、構造条件(天井構造・床荷重等)、設備条件(空調設備・衛生設備・電気設備等))の整理を行う。

2) 備品(医療機器を除く)整備計画の策定

① 概算予算の算出

統合診療棟に設置する医療機器以外の備品について、基本設計図をもとに概算予算の算出を行う。

(2) 既存棟改修基本計画案の策定

1) 改修ステップに合わせた改修基本計画の更新

統合診療棟に関する基本設計書に基づき、本院が保有する既存棟改修基本計画案の更新を行う。更新にあたっては、既存建物への移転が必要となる部門の移転先における基本要件(配置、諸室構成、広さ等)を整理するとともに、基本設計における改修ステップ毎の配置計画を併せて策定するものとする。

なお、更新にあたって必要な場合は対象部門へ意向確認を行うものとする。

(3) 学内協議に対する運営支援

1) 再整備に係る学内協議用資料の作成支援

(1)の業務に係る学内協議用資料の作成を行う。

2) 統合診療棟整備に係る院内検討会議への出席

再開発委員会、WG等の再開発関連定例会議へ出席する。ただし、本院が不要と判断した場合はその限りではない。

3) 行政申請に係るアドバイザー業務

統合診療棟の整備計画に関する各種行政申請について、必要性の有無を一覧として整理を行う。また、本院が行政手続を行うにあたって、必要に応じて助言を行う。

5 成果品

(1) 本請負の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、発注者と協議のうえ決定する。

① 成果報告書 2部

② 成果報告書 原稿データ 1式

③ 発注者の依頼により請負期間中に提出した資料(中間成果等) 1式

(2) 本業務の成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。受注者がこの成果品を発注者に無断で複製したり、販売したりしてはならない。なお、受注者に複製・販売の希望がある場合は、発注者に連絡のうえ協議することとする。

6 その他

(1) 受注者についての要件

- ① 受注者は、過去3年以内に許可病床数800床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する急性期病院または高度急性期病院の再開発計画に関するコンサルタント業務の実績を有すること。
- ② 本請負の遂行にあたっては、発注者と十分調整し、実施方針等については、事前に発注者の確認を受けるものとする。
- ③ 本請負の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受注者は公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定登録した医業経営コンサルタント有資格者（実務経験5年以上）及び一般社団法人日本医療福祉設備協会が認定登録した認定ホスピタルエンジニア（実務経験5年以上）を本請負に従事させることができること。

(2) 受注者は、本請負により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(3) その他詳細については、発注者と受注者との間で協議のうえ定めるものとする。

見 積 書

調達番号：医病035

調達件名：大阪大学医学部附属病院 統合診療棟 機器整備計画検討支援等業務

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学医学部附属病院 統合診療棟 機器整備計画検討支援等業務

請負代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 木村 正 と受注者
との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び受注者の保有する施設において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院再開発企画整備室企画係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第三係に送付すべきものとする。

第9条 発注者は、受注者がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定にかかわらず、契約を解除することができるものとする。

第10条 前条の規定により契約の解除がなされた場合において、受注者に損害が生じても発注者は、その責を負わないものとする。また、発注者に損害が生じたときには受注者は、その損害を賠償しなければならない。

第11条 契約保証金は免除する。

第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番15号

国立大学法人大阪大学医学部附属病院

病院長 木 村 正

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。